

# みよし市企業再投資促進補助金

(愛知県産業空洞化対策減税基金による補助制度と連携)

(平成31年4月1日確定)

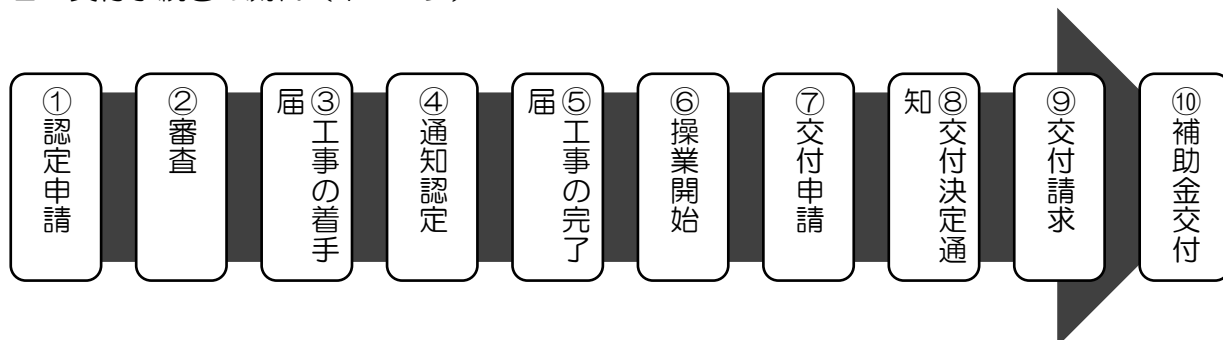
みよし市では、長年にわたり地域経済や雇用の基盤を支えている企業の事業活動の安定化を図るため、愛知県と連携し、市内に立地する企業の再投資を支援します。

## 1 制度概要

補助対象	原則として20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業	
対象分野	次世代自動車関連分野（自動車関連を含む） 航空宇宙関連分野 環境・新エネルギー関連分野 健康長寿関連分野 情報通信関連分野 ロボット関連分野 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種の分野	
交付要件	投資規模要件	【大企業】 固定資産取得費用（土地を除く）が25億円以上であること 【中小企業】 固定資産取得費用（土地を除く）が1億円以上であること
	雇用要件	【大企業】 認定申請から支援期間が終了する年度までの間、100人以上の常用雇用者数を維持すること 【中小企業】 認定申請から支援期間が終了する年度までの間、25人以上の常用雇用者数を維持すること
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）	
補助率	【大企業】 5%以内（市支援2.5%以内 + 県支援2.5%以内）	
	【中小企業】 10%以内（市支援5%以内 + 県支援5%以内）	
限度額	【大企業】 3億円（市支援1.5億円 + 県支援1.5億円）	
	【中小企業】 6億円（市支援3億円 + 県支援3億円）	
受付時期	新增設等の工事に着手する30日前までに、補助金交付認定申請をしていただく必要があります。 ※なお、市の精査を経て、愛知県に提出された日から3年以内に操業を開始していただけない場合は、補助対象外となります。	

- ※ 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- ※ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていることが必要となります。
- ※ 市が実施する「みよし市高度先端産業及び新規成長産業立地奨励金」との重複適用はできません。
- ※ 完全親会社とその子会社の間で売買又は賃借する事業は、補助の対象としません。
- ※ 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合は、補助金返還の対象となります。

## 2 交付手続きの流れ（イメージ）



※ 事業者の方が行うこと ①③⑤⑥⑦⑨

## 3 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種

輸送機械 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
機械・金属 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19 ゴム製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
電気・電子機器 関連産業	11 繊維工業、21 窯業・土石製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
健康長寿 関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。）、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
農商工連携 関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業

【お問い合わせ先】

みよし市役所 環境経済部 産業課

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp